令和８年度　陸上貨物運送事業
年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

１　趣　旨

陸災防北海道においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間 2023 年度～2027 年度）に基づき、

① 死亡者数 2023 年から 2027 年の５か年中に５％以上減少させる。（2027 年は 4 人以下）

② 死傷者数を 2023 年～2027 年の 5 か年中に５％以上減少させる（2027 年は 825 人以下）

③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年は当計画の４年度目として、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和８年（9 月末速報値）の労働災害発生状況は、死亡災害が 5 人と前年同期より 1 人増加しており、死傷災害においては 536 人（前年同期比同数）となっているものの、死傷災害においては「墜落・転落」に よる災害が依然として多発しており、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、改正された改善基準告示の周知など、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

また、交通事故についても、北海道においては今後、スリップ等による冬期型事故の増加が懸念されることから、交通労働災害防止対策にも注力する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

これらの状況を踏まえ、本年 12 月１日（火）から令和９年１月 31 日（日）までの２か月間を、令和８年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2　実施期間

令和８年 12 月１日（火）から令和９年１月 31 日（日）まで

3　スローガン

「足元確認　声かけ確認　墜落・転倒ゼロの職場へ」

（令和８年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品）

4　主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部・各都道府県支部及び分会

5　後援

厚生労働省

6　実施者

会員事業場

7　取組の重点

⑴　荷役作業時の墜落・転落災害の減少を図るため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、トラック荷台等からの墜落・転落及び転倒に係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止担当者教育の実施など荷役労働災害防止対策を推進する。また、一定の荷役作業に必要な「積卸し作業指揮者」や「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」の選任及び作業計画作成の徹底を図る。

⑵　死亡災害の発生件数が最も多い交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、特に近年増加傾向にある高年齢者の労働災害を防止するため本年２月に公示された「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知を図る。

⑶　職場における安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図る取組の一環として、「災害事例から学ぶ陸運業の労働災害防止対策セミナー」を実施し、会員事業場の安全衛生水準の向上を図る。

⑷　特に冬季は、積雪や凍結による転倒災害が多発するため、厚生労働省及び労働災害防止団体等が掲げる転倒災害対策等を踏まえた取組を推進する。

⑸　健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。

⑹　職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（ＫＹ活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

８　主唱者の実施事項

⑴　各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施

・交通事故、労働災害防止大会の開催

・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施

・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施

・陸運災防指導員会議等の開催

⑵　各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料（別紙）を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 行政との連携、広報等

・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し、本運動の実施について協力依頼を行う。

・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。

・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

(4) **災害事例の活用**

陸運業における交通及び荷役に関する災害事例を取りまとめ、陸災防ホームページに掲載する。

(5) **行政との連携、広報等**

・北海道労働局、北海道トラック協会並びに各地区トラック協会他、関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。

・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。

・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

・経営トップは、労働災害防止に向けてその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。

・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。

・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。

・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

別紙

リーフレット等（陸災防ホームページから取得可能）

【計画・法令・規程】
- ○　陸上貨物運送事業労働災害防止計画（令和５年度～令和９年度）
- ○　陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし
- ○　労働安全衛生規則等の一部改正のポイントとQ&A

【荷役災害対策】
- ○　荷役作業安全ガイドラインのあらまし（令和５年３月改訂）
- ○　陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
- ○　荷役作業時の労働災害を防止しましょう
  ～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- ○　荷役作業を安全に-
  ～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- ○　荷役災害防止設備等の事例集
- ○　安全作業連絡書の活用を！
- ○　陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために
- ○　「ＳＴＯＰ！転倒災害」リーフレット
- ○　その作業！作業指揮者は選任していますか？

【交通労働災害】
- ○「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- ○ 高年齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き

【健康確保対策】
- ○　陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
- ○　ストレスチェックと結果活用のサポートは中災防に!!

DVD
- ○「はい作業の安全」(DVD)
- ○「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)
- ○「フォークリフトによる　安全な荷役運搬作業」(DVD)
- ○ ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール（DVD)
- ○「テールゲートリフターによる安全な荷役作業」(DVD)

職場の安全衛生自主点検表

令和 8 年 10 月改訂

事業場名		従業員数	人
点検年月日	令和　　年　　月　　日	点検者氏名	印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」[1]や厚生労働省が策定した「荷役ガイドライン」[2]の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点　検　項　目		
1　基本的な取組（リスクの低減）		
・ 安全衛生方針の表明（1 年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）		□ している　□ していない
・ 安全衛生目標の設定（同上）		□ している　□ していない
・ 安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。）		□ している　□ していない
・ リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）		□ している　□ していない
・ 安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）		□ している　□ していない
2　安全衛生管理体制		
労働者 10～49 人	労働者 50 人以上	
・ 安全衛生推進者の選任	・総括安全衛生管理者の選任(100 人以上)	□ している　□ していない　□該当なし
	・安全管理者の選任（選任時研修修了）	□ している　□ していない　□該当なし
	・衛生管理者の選任	□ している　□ していない　□該当なし
	・産業医の選任	□ している　□ していない　□該当なし
・ 安全衛生推進者の巡視	・安全管理者、衛生管理者の巡視	□ している　□ していない　□該当なし
・ 安全衛生対策等を話合う場の設置	・安全衛生委員会の開催（月１回以上）	□ している　□ していない
3　安全衛生教育の実施状況		
・ 雇入れ時又は作業内容変更時の教育		□ している　□ していない　□該当なし
・ 特別教育（テールゲートリフター等）		□ している　□ していない　□該当なし
・ 日常の教育(危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等)		□ している　□ していない
・ 能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）		□ している　□ していない　□該当なし
・ 事故発生者に対する教育		□ している　□ していない　□該当なし
・ 腰痛予防のための管理者教育		□ している　□ していない　□該当なし
・ 腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）		□ している　□ していない　□該当なし
4　健康管理		
・ 雇入れ時の健康診断		□ している　□ していない　□該当なし
・ 定期健康診断（年１回）		□ している　□ していない
・ 深夜業従事者に対する健康診断（年２回）		□ している　□ していない　□該当なし
・ 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） ※ 休憩時間を除き、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間		□ 月 45 時間以内　□月 45 時間超～80 時間　□月 80 時間超～100 時間　□月 100 時間超
・ 熱中症が疑われる時の連絡体制及び処置手順の作業関係者への周知		□ している　□ していない
・ 時間外・休日労働が 1 月当たり 80 時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施		□ している　□ していない　□該当なし
・ ストレスチェックの導入（50 人以上義務、50 人未満努力義務）		□ している　□ していない
・ 高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施		□ している　□ していない　□該当なし

[1] 災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

[2] 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（次葉の※は、荷役ガイドラインで示されている項目です。）

5　荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

・作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業）　□ している □ していない □該当なし

・荷役災害防止の担当者の指名*　□ している □ していない □該当なし

・車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任　□ している □ していない □該当なし

・積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が 100ｋｇ以上）　□ している □ していない □該当なし

・荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施*　□ している □ していない □該当なし

・荷役作業の危険予知訓練　□ している □ していない □該当なし

・荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置*　□ している □ していない □該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

・荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書) *　□ している □ していない □該当なし

・混在作業における関係者間の連絡調整の実施　□ している □ していない □該当なし

・トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置*　□ している □ していない □該当なし

・主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備　□ している □ していない □該当なし

・荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策*　□ している □ していない □該当なし
　ア　フォークリフト　イ　移動式クレーン　ウ　コンベヤー
　エ　テールゲートリフター　オ　ロールボックスパレット

・作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。）　□ している □ していない □該当なし
　ア　貨物自動車　イ　フォークリフト　ウ　移動式クレーン
　エ　コンベヤー　オ　テールゲートリフター　カ　器具・工具　キ　その他

・定期自主検査（同上）　□ している □ していない □該当なし
　ア フォークリフト　イ　移動式クレーン　ウ　その他

・危険作業従事資格者の配置（同上）　□ している □ していない □該当なし
　ア　フォークリフト　イ　移動式クレーン　ウ　はい作業
　エ　玉掛け作業　オ　その他

・保護帽(墜落時保護用)　□ している □ していない □該当なし

・安全靴の使用　□ している □ していない □該当なし

6　交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

・交通労働災害防止を担当する者の選任（運行管理者・安全運転管理者等）　□ している □ していない □該当なし

・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施　□ している □ していない □該当なし

(2) 適正な労働時間

・時間外労働及び休日労働に関する協定　□ している □ していない □該当なし

・（原則：1月45時間、1年360時間、特別条項1年960時間）

拘束時間等（1ヶ月284h以内 □）（1日13h以内 □）（休息1日9h以上 □）（2日平均1日運転9h以内 □）（連続運転4h以内 □）

(3) 走行管理等

・走行計画の作成及び指示　□ している □ していない □該当なし

・走行経路の決定　□ している □ していない □該当なし

・乗務記録に基づく適正な走行管理　□ している □ していない □該当なし

・点呼の実施　□ している □ していない □該当なし

・乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認　□ している □ していない □該当なし

・乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認　□ している □ していない □該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

・交通危険予知訓練　□ している □ していない □該当なし

・運転適性診断　□ している □ していない □該当なし

・意識の高揚（該当するものに○をつけてください。）　□ している □ していない □該当なし
ア 交通安全情報ﾏｯﾌﾟの作成等 イ 標語募集 ウ ﾎﾟｽﾀｰ掲示 エ 表彰 オ その他

職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

1　基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項には、これらの取組の基本項目を記載しており、これらが適正に実施され、安全衛生の年間計画について、いわゆるＰＤＣＡサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということができます。

（参考資料等）　・災防規程：第 10 条の２に記載されています。
・リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）
・こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

（注）　災防規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページでご覧いただけます。

2　安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法令違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

（参考資料等）　・災防規程：第 7 条。50 人以上はさらに第 4 条～6 条、10 条

3　安全衛生教育の実施状況

法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

（法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重１㌧以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が従事すべきものとして除いています）

（参考資料等）・災防規程：第 11 条～13 条、16 条

4　健康管理

従業員の高齢化が進んでいることに加え、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が特に重要です。また、令和７年６月から熱中症対策が義務化されていることに留意が必要です。

（参考資料等）　・災防規程：第 76 条の２、79 条、82 条
・陸災防ホームページ（熱中症対策）参照

5　荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

（参考資料等）　・災防規程：第 23～25 条、30～31 条、33～34 条、48 条、53 条、56 条、63 条
・フォークリフトの安全Ｑ＆Ａ５０（陸災防図書　平成 24 年 3 月）
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（令和 5 年 3 月 28 日基発 0328 第 1 号）

6　交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 30 年 6 月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

（参考資料等）　・災防規程：第 71 条
・交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書　平成 24 年 3 月）